

船橋市身体障害者福祉作業所太陽作業工賃支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市身体障害者福祉作業所太陽（以下「太陽」という。）の通所者に対する作業工賃の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 作業収入 太陽における作業指導の中で製作した作品を第三者に譲渡して得た売上げ金をいう。
- (2) 通所者 船橋市身体障害者福祉作業所条例施行規則（平成5年船橋市規則第71号）第4条の規定に基づき、通所の手続を行ったものであって、太陽に通所する者をいう。
- (3) 作業時間数 作業収入の基になる作品の製作活動に従事した時間数をいう。
- (4) 必要経費 作業収入の20パーセントに相当する額をいう。
- (5) 前期 4月1日から9月30日をいう。
- (6) 後期 10月1日から翌年3月31日をいう。

(作業工賃)

第3条 作業工賃は、作業収入から必要経費を差し引いた額とする。

- (1) 各通所者の作業工賃は、作業時間数を基礎とした出来高払いとし、次の計算方法により算出して得た額とする。

$$\text{作業工賃の合計額} \quad \times \quad \frac{\text{各通所者の作業時間数}}{\text{全通所者の作業時間数の合計額}}$$

- (2) 前項の規定により算出した作業工賃に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(作業工賃の支払い)

第4条 作業工賃の支払いは年2回とし、前期及び後期の翌月の初日から起算して30日以内に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日より施行する。